委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度「22世紀に残す佐賀県遺産」バスツアー業務委託

2 目的

美しい景観の地区や地域を象徴する建造物として認定された佐賀県遺産を巡るバスツアーを実施することで、県民の郷土に対する誇りや愛着心を育み、訪れる機会を創り出すことを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年(2025年)3月28日

4 業務内容

「22世紀に残す佐賀県遺産」に認定されている県内65箇所の中から、数か所を選定した2コース (別紙「行程表 (案)」) について、佐賀県遺産を広く県民に知っていただくためのバスツアーを実施する。「22世紀に残す佐賀県遺産」バスツアー業務委託に係る以下の業務とする。

(1) 開催日

令和6年11月23日(土)、11月24日(日)又は11月30日(土)、12月1日 (日)前後半各1日間の計2日間(各日日帰り、2コース)

(2) 行程

別紙「行程表(案)」のとおり ※行程については、協議の結果、変更になる場合があります。

(3)参加予定人数

一般参加者 80人程度(40人×2日)

(4) 移動手段の手配

大型バスの手配(正席が45席以上のもの)を行う。

※運転士を含む。

※駐車場代、有料道路料金を含む。

- (5) 昼食の手配
 - ・参加者の昼食の手配を行う。

(場所については、コース1は太良町周辺、コース2は呼子町周辺においてバスツアーの遂行に支障がなく、地元の名物を使用した料理を提供する所を選定すること)

- (6) 参加者の募集及び決定
 - ・参加者募集について、幅広い年齢層の県民への広報に努めるものとする。

- ・参加者の募集を行い、応募多数の場合は抽選による当落を決定の上、当選者には集合場所や時間等についてメールにより連絡を行うともに、落選者にも落選した旨をメールで連絡を行う。(メールの件名において、当落が明確になる文言を盛り込むこと)。
- (※応募はグループでの申し込み可(1組4名まで)、コースの重複応募可、また県内外を問わない。)
- ・応募は、インターネット(HPでの申込フォームを利用するなど)又はメールでの申し 込みにより行う。
- (※来店された場合のみ、店頭での申し込みも受付可)
- ・参加者に参加費(昼食代及び傷害保険代)についてアナウンスをする。
- (7) 募集チラシの作成及び配布
 - ・参加者募集案内(参加申込書)のチラシの作成、設置、配布を行う。(1000部)
 - (※少なくとも、チラシの店頭設置、HPでの募集(チラシのPDFデータの添付必須) での広報を行う。)

なお、県においても県HP等において可能な限り広報に努めることとする。

- (8) バスガイドの手配
 - ・行程中の随行及び案内を行う。
 - (※佐賀県遺産オープンデーを開催している各佐賀県遺産の箇所での説明は、一般社団 法人佐賀県建築士会が行う。)
- (9) その他佐賀県遺産バスツアーの実施に関すること
 - ・参加者の傷害保険加入事務手続きを行う。
 - ・参加者の受付(参加費の徴収)を行う。
 - ・行程における各ポイントとの調整及び入場料、ガイド料(指定額)等の支払い(必要な個所のみ)を行う。
 - ・入場料は受託者負担とする。
 - ※入場料が必要な施設:中尾家住宅:200円(団体168円)/人、志田焼の里博物館:300円(団体200円)/人(団体は20名以上の場合に適用)
 - ・各ポイントでのバスの駐車場所、トイレ休憩の箇所の斡旋、調整を行う。
 - ・参加者の安全を確保できる実施体制を整える。
 - ・事業の目的に沿い、制度啓発に努めるものとすること。
- (10) 写真記録
 - ・実施状況の写真撮影を行う。(紙とデータで提出)
- ※各佐賀県遺産の箇所については、まちづくり課が所有者や市町担当課等に訪問の依頼を行う。
- ※参加者の負担金は、昼食代及び傷害保険代とする。

(コース1:上限4,000円を想定、コース2:上限3,000円を想定)

5 その他の留意事項

- (1) 委託業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する事項を定める。
- (2) 委託業務に従事する者又は従事していたものが、当該委託業務に関して知り得た個人情報を不正に使用した場合などは、個人情報の保護に関する法律上の罰則規定に基づき処罰されることがある。
- (3) 受託業者が作成したデータや写真、イラスト、文書等の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)は、県に帰属するものとする。ただし、受託業者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- (4) 募集チラシ等の作成にあたり、第三者(本県及び受託業者以外の者)が所有する素材 を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。